

にしむろアグリ情報



■ 温州ミカン新品種「YN26」導入推進の取組

極早生の有利販売につなげるため、「日南の姫」に続く品種として、減酸が早く糖度が高い県オリジナル品種「YN26」の導入推進に取り組んでいます。

☆「YN26」の品種特性

- ・「ゆら早生」の珠心胚実生
- ・「ゆら早生」に比べ
減酸・着色が早い、果形はやや扁平、樹勢は強め
- ・極早生の中でも
糖度高く、減酸も早めで 9 月下旬までに出荷可能
ただし、着色がやや遅め



YN26 の着果状況

☆現地実証園の設置

平成 25 年度から上富田町岡に実証園（6a：60 本）を設置して栽培を推進しています。

樹齢 6 年生の本年度は、収穫約 2 ヶ月前にマルチを敷設して 9 月 29 日に収穫しました。

・果実収量

着果が多めの樹で 20～25kg 程度/樹でした。

・果実階級・品質

階級は、やや小ぶりの S 級果が主体となりました。

品質は、着色程度 2～3 分、平均糖度 11.6、平均酸度 1.13 で、マルチ被覆によりブランド果実（紀のゆらら：糖度 10 以上、酸度 1.2 以下）の割合が高まり、高品質生産の実証につながりました。



摘果講習会の様子

西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1

TEL : 0739-26-7941 (新品種、栽培技術、ジビエ料理など)

TEL : 0739-22-1443 (鳥獣害対策、養蜂、農地の貸借など)

FAX : 0739-26-7945

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130600/130651/dayori/index.html>

にしむろアグリ情報

※にしむろアグリ情報の内容に関するお問い合わせは、上記電話番号へお願いします。

☆「YN26」の今後の推進方向

現地実証園を活用して当地域における品種特性の把握や栽培技術確立を進め、栽培面積の拡大を目指していきます。

【お知らせ】

「紀のゆらら」の商標使用許諾の受付を始めました

和歌山県では、極早生温州みかん「YN26」の果実について、商標「紀のゆらら」（県農業協同組合連合会所有）を使用して販売したい生産者のために、使用許諾に関する受付を始めました。

○対象者

和歌山県内に在住かつ県内で「YN26」を栽培し、県農業協同組合連合会を通して販売していない生産者の方です。

○申請受付先

住所を管轄する各振興局農業水産振興課となります。なお、商標を使用できるのは一定の品質基準を満たす果実のみです。詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ・ 県庁果樹園芸課果樹班 : 073-441-2902
- ・ 西牟婁振興局農業水産振興課 : 0739-26-7941

■山間地域の特産品、イタドリ(ゴンパチ)の栽培推進

山間地域で耕作放棄地が増加する中、身近で手軽に栽培できる作物としてイタドリに着目し、県林業試験場と連携しながら栽培を推進しています。

☆栽培は簡単

地下茎を冬に掘り起こして 10cm ほどの長さにカットし、畑（マルチした畝）へ直接定植するか、ポット苗に育苗して梅雨明けまでに定植します。定植後の主な作業は、定植初年の数回の除草作業を除けば、年2回の追肥と冬に枯死した茎を刈り取るだけです。



定植 2 年後には収穫可能



☆留意点・参考

- ・ 3m以上の草丈になるとともに、地下茎を伸ばして増えます。このため、周りに迷惑がかからない場所で栽培しましょう。
- ・ シカが食害するので、防護柵などが必要です。
- ・ 県林業試験場が「栽培マニュアル」を作成しています。必要な方は当試験場特用林産部へお問い合わせください（0739-47-2468）。

■鳥獣害対策について

有害鳥獣の補助金申請に伴う捕獲確認方法の統一

昨今、有害鳥獣の捕獲個体の確認において、虚偽申請を行うなどの事案が全国で発生しています。

このため、国では鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（以下、「実施要領」という）を改正し、確認方法の厳格化を進めています。和歌山県でも国の実施要領を遵守しながら、県内での確認方法の統一を進めていますので、御理解・御協力をお願いします。

☆確認方法の例

1 証拠写真の撮り方

- ・捕獲個体へのマーキング
- ・捕獲個体は右向き
- ・撮影場所は捕獲現場
- ・証拠写真は、捕獲従事者、捕獲個体及び捕獲日が確認できるように撮影

2 証拠物の提出

- ・獣類は尾、鳥類は両脚を市町に提出

【写真のイメージ】

複数名で捕獲した場合



1名で捕獲した場合



ホワイトボード・黒板・紙等を省略できる場合



動物駆逐用煙火の紹介

サルやカラスなどを緊急的に追い払いたい場合に活用しているのが動物駆逐用煙火です。

☆煙火の特徴

- ・通常の玩具である花火と違い、空中で飛散してしまうため火事になりやすく、音も非常に大きい。
- ・火薬取締法に定める動物駆逐用煙火に該当するため、使用や管理方法については講習を受けるなど取り扱いに注意が必要。



昨年度の研修会様子

■ジビエ料理の周知に向けて

農作物の鳥獣害が問題視されている中、ジビエ料理に親んでもらおうと田辺生活研究グループ連絡協議会が地元イベントでジビエ料理を振る舞う活動を行っています。

平成29年11月の第30回田辺農林水産業まつりでは、約200名の方にジビエ料理を味わって頂きました



大変好評だったシカ肉のたつた揚げ。レシピはこちら



✿ 材 料 ✿

シカ肉	300 g	} (A)
酒	大さじ1	
醤油	大さじ1	
生姜汁	大さじ1/2	
揚げ油	適量	

- ① シカ肉は食べやすい大きさに切り、(A)を順に回しかける
- ② 20分程なじませる
- ③ シカ肉の汁気を切り、片栗粉をまぶして、170℃の油で揚げる

■蜜蜂を飼育されている皆様へ

養蜂業者はもとより、趣味、自家消費用など販売を目的とせずに飼育される場合でも、蜜蜂を飼育される・されている方は、毎年1月末までに「飼育届」を県知事に提出することが義務付けられています（セイヨウミツバチ、ニホンミツバチなど蜜蜂の種類に関わらず）。飼育届についてご質問などありましたら、振興局農業水産振興課までお問い合わせください。



■農地を貸したい方・借りたい方を募集

県農業公社が、リタイアする農家などから農地を借り受け、規模拡大農家や新規就農者などへ農地の貸付を実施しています（農地中間管理事業）。

詳しくは、お近くのJA各支所、市町、振興局の担当窓口までお問い合わせください。